

広島県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十一年八月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年八月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

下門田泉吉田線

三 道路の区域

区 間	新 旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市君田町檀田字中野原九二番地先から 三次市君田町檀田字中野原九二番地先まで	新 一四・二〇〇 一四・二〇〇 三六・八〇〇	旧 四・七〇〇 八・一〇〇 一四・二〇〇 三八・〇〇〇	四・九〇〇 二・〇〇〇 二・〇〇〇 一四・二〇〇 四五・〇〇〇	三二二・〇〇 三四三・六〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル
三次市君田町檀田字中野原九五番一地从先から 三次市君田町檀田字中野原四四八番二地先まで	新 一三三・九〇	旧 一四三・二〇〇 一三五・九〇	三二二・〇〇 三四三・六〇	三二二・〇〇 三四三・六〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 メートル